

## 2. 整備の目標

### 2.1 自然再生全体構想の目標

野川第一・第二調節池地区の自然再生では、下記の理念を掲げ、自然再生事業に取り組むこととした。

#### 【理念】

事業対象地区にかつてあった水のある豊かな自然環境を再生する。

- 様々な水環境を生息の場とする生物の多様性を再生・整備していく。
- 昭和30年代前半、事業対象地区に存在した「水のある農の風景」を規範とした、自然環境を再生していく。しかし、取り戻すのは当時の風景そのものではなく、往時の風景が持っていた水を中心とした環境システムを再生していく。
- また、その環境システムを形成していた自然と人の関わりを現在の意義の中で、再生・整備していく。

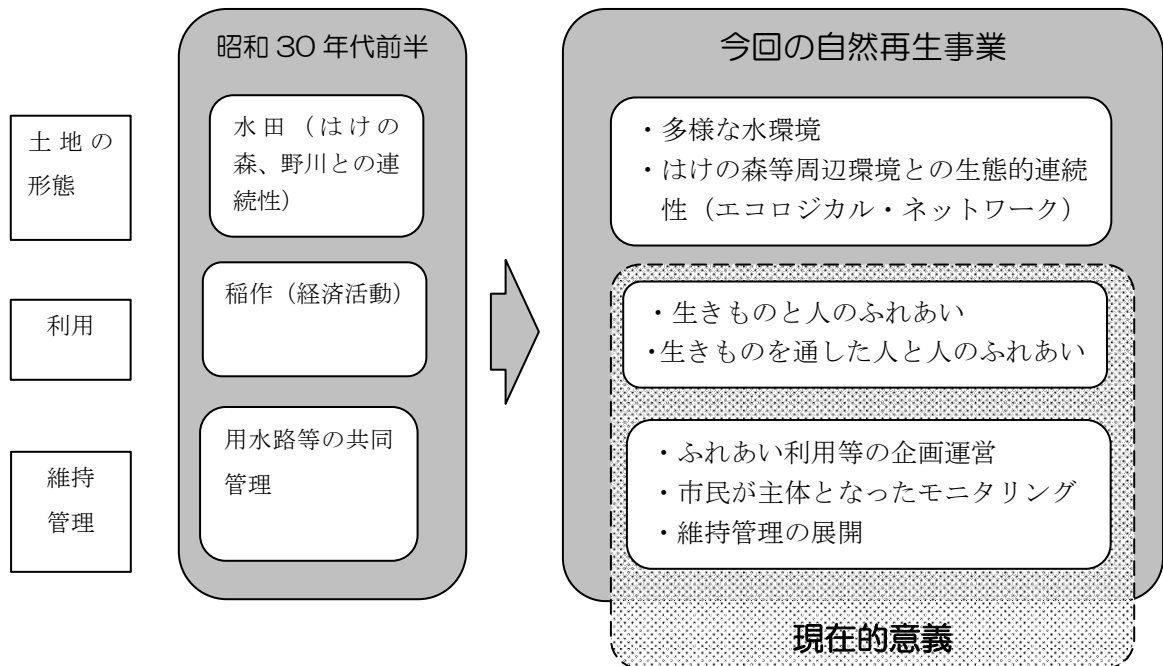


図-2.1 規範とする時代の環境と今回の自然再生事業の環境づくりの関係

【自然再生の方向性】

また、具体的な自然再生の方向性について、下記のように進めていく。

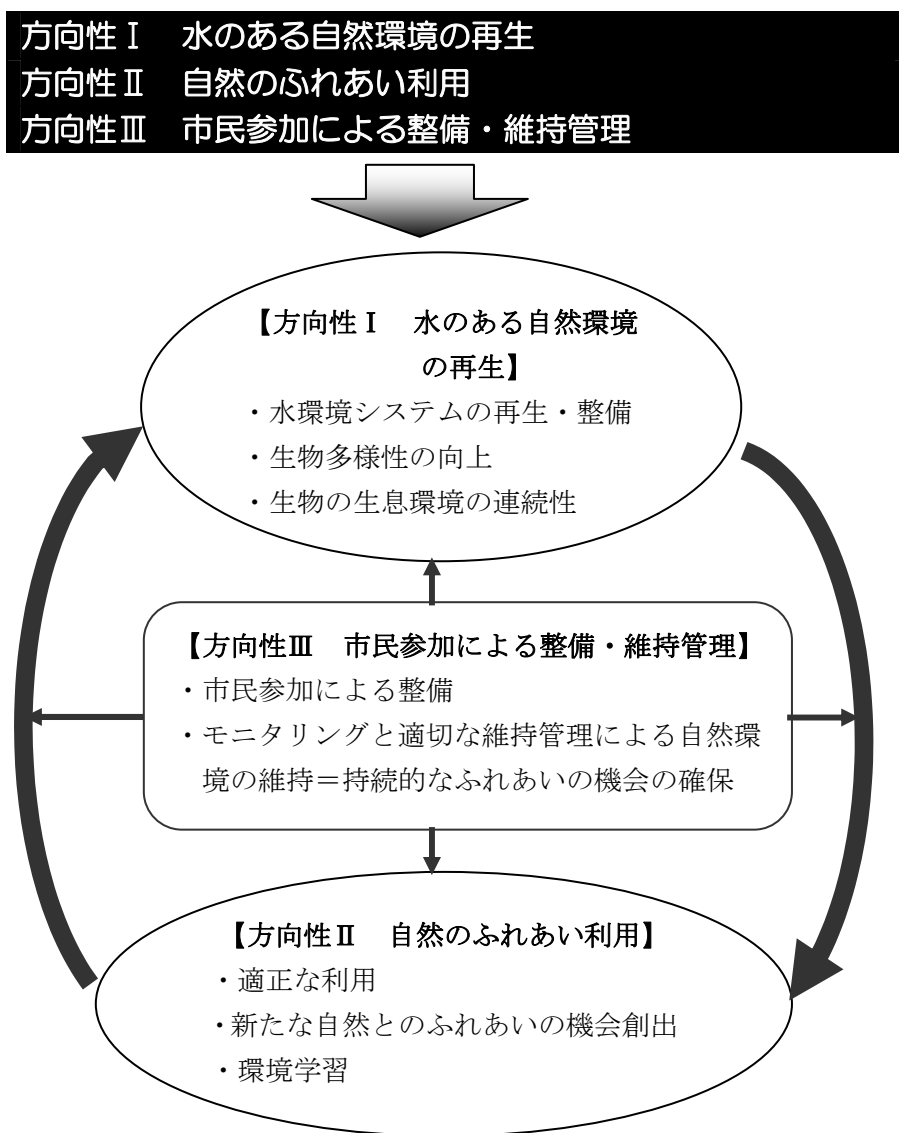


図-2.2 自然再生の3つの方向性

## 2.2 第一期及び第二期事業における基本方針

- ・本自然再生事業は、全体で第三期に区切り段階的に実施していく。本実施計画ではその内の第一期及び第二期事業を対象としている。以下に、第一期及び第二期事業における基本方針を示す。

### (1) 第一期事業

#### ●基本方針

「水環境システム」の再生に向け、水環境の再現性をモニタリングできる整備を行い、様々な試行的措置による効果と影響を確かめながら第二期事業の方向性を詳細に検討していく。

#### 方向性Ⅰ 水のある自然環境の再生

- ・現時点で確保できる水量を活用した「水環境」を整備する。具体的には、田んぼと湿地を整備する。
- ・水がどの程度確保でき、渇水期にはどのような状況となるかを現地で把握し、今後の自然再生を進める上で、必要となるデータ収集するとともに、渇水期対策等を検討する。
- ・ため池にどの程度水がたまるか、また、有効に利用できるか、把握する。
- ・渇水期の状況について把握し、どのようにすれば環境を維持できるかを実証的に検討する。

#### 方向性Ⅱ 自然のふれあい利用

- ・第二調節池において、自然再生した箇所の人々の利用圧に対する影響について実証的な施策を実施し、効果と影響を調査する。

#### 方向性Ⅲ 市民参加による整備・維持管理

- ・整備の段階から安全性等を考慮しながら、市民参加を進める。
- ・モニタリング・維持管理は積極的な市民参加により実施していく。また、第二期事業に向けて、市民が実施する維持管理やモニタリングの内容や体制のノウハウを積み重ねていく。
- ・方向性Ⅰ及びⅡで記載した施策をモニタリングすることにより、第二期事業の整備内容を詳細に検討していく。

## (2) 第二期事業

### ●基本方針

「水環境システム」の再生・整備を実現していく。

#### 方向性Ⅰ 水のある自然環境の再生

- ・本自然再生事業で目指す、「水環境システム」の再生が現実的にどのように水を確保し、どのように維持管理していけば可能となるかを実証的に検討する。
- ・雨水の活用、はけの森内でのため池の整備、事業対象地区上流部の湧水等の野川への接続等、多様な水源を効果的に使い、水のある自然環境を再生していくための貯水・利用のシステムを構築していく。
- ・井戸水の緊急時利用について、モニタリングと組み合わせた利用のタイミング、供給する水量等について、実証的に検討し、マニュアル化していく。
- ・全体構想の理念に示す「生物の多様性」、「生物の生息環境の連続性」を確保するために必要な整備や対策を実施していく。

#### 方向性Ⅱ 自然のふれあい利用

- ・自然環境の再生により、自然とのふれあいの機会を増やしていく。また、市民団体等による観察会等を展開していく。
- ・利用圧と再生した自然環境の継続的な維持のバランスをモニタリングしながら、適切な利用についてのノウハウを蓄積していく。
- ・活動支援施設を用いた観察会等を展開し、施設の利用方法等について検討していく。

#### 方向性Ⅲ 市民参加による整備・維持管理

- ・整備の段階から安全性や効果等を考慮しながら、市民参加を進める。
- ・モニタリング・維持管理は積極的な市民参加により実施していく。また、モニタリング・維持管理の体制を整え、再生した自然環境が維持できる仕組みを作り上げていく。
- ・モニタリング・維持管理のマニュアルを整備し、誰もが一定の対応ができるようにしていく。